会計	繰越	検算	転記		
㋑	㋑	㋐	㋒ ㋓	○	

（その１）

受付印

受付 第 号
29.5.29
三重県選管 政治資金 地方 審査

No.

平成 28 年分（平成　年　月　日開催分）

収支報告書

（ふりがな）

1　政治団体の名称　たむらのりひさくんをおうえんするかい
田村憲久君を応援する会

2　主たる事務所の所在地　三重県松阪市茶与町２８－２　田村のりひさ事務所内

受付
29.7.10
収支公開室
第 号

3　代表者の氏名　宇野　恭生

4　会計責任者の氏名　庄司　博俊

事務担当者の氏名
近藤　久之
（電話）０５９８－２５－６５８０

（電話）

2477

政治団体の区分
- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
- ☐ 有
 - 公職の種類
 - 資金管理団体の届出をした者の氏名
 - 住所
- ☑ 無

国会議員関係政治団体の区分
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
 - 公職の候補者の氏名　田村　憲久
 - 公職の種類　衆議院議員　現職

資金管理団体の指定の期間

平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

103700

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	138,891,088
（前年からの繰越額）	89,331,088
（本年の収入額）	49,560,000
支　出　総　額	8,013,192
翌年への繰越額	130,877,896

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
〔うち特定寄附〕	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア）＋（イ）	0	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
田村憲久君を励ます会	0	平成28年1月8日開催　津市大倉19-1　日本土建㈱7F ２７年収支報告で3,600,000円を収入に計上
〃	3,600,000	平成28年7月30日　津市大倉19-1　日本土建㈱7F
田村憲久君を応援する会	20,740,000	平成28年11月1日　東京都千代田区永田町2-10-3　ザ・キャピタルホテル東急
田村憲久君を応援する会	25,220,000	平成28年11月23日開催　松阪市高町502　HANA KURABU 華王殿
この頁の小計	49,560,000	
合　　計	49,560,000	

（その10）

（10）機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳					
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
田村憲久君を応援する会	20,740,000	1,037	28 11 1	ザ・キャピタルホテル東急 東京都千代田区永田町2-10-3	
田村憲久君を応援する会	25,220,000	1,261	28 11 23	HANA KURABU 華王殿 松阪市高町502	
この頁の小計	45,960,000				
合計	45,960,000				

（その11）

（11）政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	田村憲久君を応援する会（H28.11.1開催）
	対価の支払をした者の区分	1.個人　②.法人・その他の団体　3.政治団体

対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
医療法人　秀峰会	500,000	28 10 25	埼玉県越谷市七左町4-358	中村　吉伸	
この頁の小計	500,000				
合計	500,000				

（その11）

（11）政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	田村憲久君を応援する会（H28.11.1開催）
	対価の支払をした者の区分	1.個人　2.法人・その他の団体　③.政治団体

対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
製薬産業政治連盟	500,000	28 10 11	東京都中央区日本橋本町3-4-18昭和薬賀ビル４階	多田　正世	
日本医師連盟	500,000	28 10 19	東京都文京区本駒込2-28-16	横倉　義武	
日本薬剤師連盟	600,000	28 10 5	東京都新宿区四谷4-3四谷トーセイビル２Ｆ	山本　信夫	
健康保険政治連盟	400,000	28 10 20	東京都港区南青山1-24-4	大塚　陸毅	
この頁の小計	2,000,000				
合計	2,000,000				

（その11）

（11）政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	田村憲久君を応援する会（H28.11.23開催）
	対価の支払をした者の区分	1.個人　2.法人・その他の団体　③.政治団体

対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
三重県看護連盟	300,000	28 10 7	三重県津市観音寺字東浦457-3	西川　利恵	
三重県薬剤師連盟	500,000	28 10 13	三重県津市島崎町311	西井　正彦	
三重県歯科医師連盟	380,000	28 10 18	三重県津市桜橋２丁目120-2	橋本　　敏	
三重県医師連盟	400,000	28 10 21	三重県津市桜橋２丁目191-4	青木　重孝	
この頁の小計	1,580,000				
合計	1,580,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	0	
小計	0	1 (1)～(4)の計･･･①
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	0	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	8,013,192	2 (3)ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	8,013,192	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小計	8,013,192	2 (1)～(6)の計･･･②
合計	8,013,192	①+②

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	政治資金パーティー開催事業費（田村憲久君を励ます会） H 28年1月8日開催		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
弁当代	340,200	28 1 13	㈱武蔵野	三重県松阪市愛宕町1-105	
この頁の小計	340,200				
その他の支出	10,000				
合計	350,200				

（その15）

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	政治資金パーティー開催事業費（田村憲久君を励ます会） H 28年7月30日開催		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
飲み物代	20,736	28 7 29	㈱油正	三重県津市久居本町1583	
弁当代	331,560	28 8 1	㈱武蔵野	三重県松阪市愛宕町1-105	
この頁の小計	352,296				
その他の支出	14,860				
合計	367,156				

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	政治資金パーティー開催事業費（田村憲久君を応援する会）H 28年11月1日開催		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
応援スタッフ旅費	10,680	28 11 1	東海旅客鉄道㈱	東京都渋谷区代々木2-2-2	
〃	14,080	28 11 2	㈱JTB首都圏　国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1	
レターパックライト他	31,955	28 8 19	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
飲　料	23,198	28 10 29	㈱河村屋	東京都板橋区蓮根1-13-9	
〃	50,000	28 10 31	多気ブックセンター㈱	三重県多気郡多気町仁田725-1	
案内状等印刷代	13,455	28 11 16	㈱イチエ	東京都中央区新川1-15-3	
〃	342,468	28 11 18	〃	〃	
会場代、料理代他	2,150,495	28 11 18	ザ・キャピタルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
記念品代	300,000	28 12 7	瀬古食品㈲	三重県松阪市稲木町254-1	
この頁の小計	2,936,331				
その他の支出	29,332				
合　計	2,965,663				

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	政治資金パーティー開催事業費（田村憲久君を応援する会）H 28年11月23日開催		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
飲食代他	2,873,308	28 12 2	㈱華王殿	三重県松阪市高町502	
会場借上代	486,000	28 12 2	〃	〃	
案内状印刷代	431,244	28 11 30	紙小津産業㈱	三重県松阪市中央区384-1　OZビルシエテ	
看板代	52,380	28 12 9	㈱博栄堂	三重県松阪市茶与町54-29	
記念品代	302,400	28 12 14	新日本工業㈱	三重県松阪市広陽町41-1	
講師謝礼	16,920	28 11 17	和田金	三重県松阪市中町1878	
記念品代	24,000	28 11 17	工房　やまの風	三重県松阪市久保町1855-741	
〃	20,000	28 11 18	松阪市社会福祉協議会	松阪市曽原町2678	
振込料	24,624	28 11 10	㈱百五銀行	三重県松阪市平生町16	
〃	35,424	28 12 12	〃	〃	
この頁の小計	4,266,300				
その他の支出	63,873				
合計	4,330,173				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別紙のとおり）

① 領収書の写し

2　監査意見書（政党の本部及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成２９年５月２６日

政治団体の名称　　田村憲久君を応援する会

会計責任者の氏名　　庄司　博俊　　印

代表者の氏名
（解散のみ）　　印

※　政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の氏名の記名押印又は署名のほか、代表者の氏名の記名押印又は署名が必要です。

政治資金監査報告書

平成29年 5 月 19 日

田村憲久君を応援する会

代表　宇野　恭生　殿

登録政治資金監査人　矛子貢

登　録　番　号　　第　1183号

研修修了年月日　　平成21年3月25日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、「田村憲久君を応援する会」の平成28年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、「田村憲久君を応援する会」の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難い支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難い支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

「田村憲久君を応援する会」と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、「田村憲久君を応援する会」と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以　上